

# 「特許権等を含む JIS の制定等に関する手続について」の改正について

平成 24 年 1 月 25 日

日本工業標準調査会事務局

## 1. 背景

技術革新の著しい分野における標準化が進む中、特許権等を伴う工業標準を JIS として制定することが必要な場合がありうる。このような場合においても JIS 制定やその普及を円滑に進めるため、日本工業標準調査会標準部会の議決として「特許権等を含む JIS の制定等に関する手続について（以下「JISC パテントポリシー」という。）」が定められている。

近年では、経済のグローバル化やオープンイノベーションに対する認識の高まりなどを背景に、知的財産権の取引が活発化しており、海外の事例ではあるが、規格に関連する特許権が譲渡され、当該権利の行使により規格の実施が阻害されるといった問題も生じている。このような問題に対応するため、ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通パテントポリシー（以下「共通パテントポリシー」という。）の見直しが行われ、以下の規定、

- ・特許声明書における特許等の実施許諾条件の変更は実施許諾を受ける者に有利な条件での変更しか認めない旨の規定

- ・標準化活動参加者が規格に関連する特許権等を移転する際に、承継人に対して、自らが特許声明書等で宣誓したライセンス条件を通知することを要請する等の規定

が盛り込まれることになった。

このような近年の背景や、共通パテントポリシーの内容を踏まえ、今回、JISC パテントポリシーの改正を行うこととした。

## 2. 本改正により期待される効果

本改正により、以下の効果、

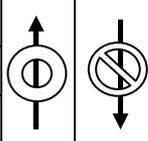
- ・規格利用の準備等をしている者が規格の利用を阻害される（ホールドアップ）リスクの低減
  - ・悪意の特許権者（例えばパテントトロール）による特許権の濫用の防止
  - ・JIS 利用者の利便性向上
- が期待される。

### 3. JISC パテントポリシーの改正案について

今回の共通パテントポリシーの改正点のうち、JIS の円滑な利用に効果的であると考えられる改正点は以下の3点である。

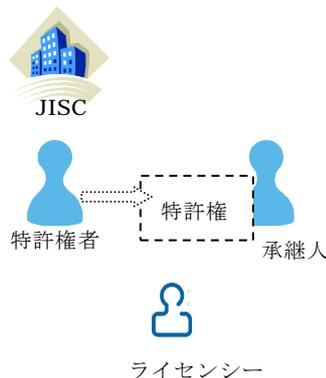
#### ① ライセンシー（実施許諾を受ける者）に不利な条件への変更禁止

特許声明書の変更については、規格利用の準備等をしている者が規格の利用を阻害されることの無いように、ライセンシーに有利な条件での変更の場合にのみ行える旨の規定を追加した(第7,9頁 別添1、2 様式「3. 声明書の変更」を追記)。

ライセンス条件	変更
(1) 無償	
(2) 合理的な条件(RAND)	
(3) (1) (2)以外	

#### ② 特許権等を移転した場合の取扱いを規定

提出された声明書に係る特許権等が移転された場合、特許権者が承継人に対して、表明していた特許声明書のライセンス条件を通知すること等の規定を追加した(第8,10頁)。また、承継人がライセンス条件(3)を選択した場合、当該特許を含まないよう JIS 規格の改正を行う又は廃止する旨の記載を追加した(第5頁)。



特許権の移転 概念図

#### ③ 声明書の情報に関するデータベースの構築について

JIS 利用者の利便性向上のため、日本工業標準調査会事務局が声明書データベースを構築し、声明書情報の公表を行う旨明記した(6頁)。

### 4. JISC パテントポリシーの改正案について

改正 JISC パテントポリシーは、共通パテントポリシーの改正を踏まえたものであるため、改正共通パテントポリシーの適用日にあわせて適用日を設定することとする。ただし、本改正においては特許権者に要請する宣誓事項の追加を行っていることから、共通パテントポリシーの適用日が議決後半年以内の場合、日本工業標準調査会標準部会議決後、半年間の周知期間を設ける予定である。